

監査報告書

令和7年5月16日

学校法人ヤマザキ学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 玉木 祥夫



監事 矢島 隆志



私たち監事は、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）に基づく監査報告を行うため、旧来の学校法人ヤマザキ学園寄附行為第15条及び同法の規定に従い、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人ヤマザキ学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、監査を行いました。

私たち監事は、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、重要な決裁書類や業務管理資料を閲覧し、必要に応じ教職員との面談を実施するとともに、会計監査を委託する監査法人との意見交換を行うなどの監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。また、不正の行為がなされ又は法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれも認められませんでした。

監査法人の会計監査業務は適切に実施されていると認められ、計算書類等は、学校法人会計基準に準拠して経営状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。

以上